四運自公第5号

制定 平成20年6月9日

四運自公第13号

一部改正 平成25年3月29日

四運自公第7号

一部改正 令和3年6月16日

四運自公第13号

一部改正 令和7年8月14日

公 示

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(制定:平成15年2月28日四運自公第25号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。

平成20年6月9日



記

- 1. 試験を実施する許可等申請事案
- (1) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の経営許可申請 (ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自 動車運送事業の許可を取得する場合については除く。)
- (2) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をする場合を含む。)の事業の譲渡・ 譲受、合併及び分割(一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続す る場合は除く。)、相続認可申請
- (3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請
- (4) 特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併及び分割(特定貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。)、相続の認可申請

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員とする。

3. 法令試験の実施方法

- (1) 法令試験は、隔月で実施する。
- (2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、別紙により申請者あて通知する。
- (3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回に限り再度の法令試験を受験できることとし、(2) に準じて再度通知する。
- (4) 再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人(申請者が法人である場合は、 許可又は認可後申請する事業に専従する常勤役員)であることが確認できる運転免許証、個 人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題の範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。)
- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法
- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示 第7号)
- ①労働安全衛生法
- ⑩私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- 13下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

- ○×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数
 - 30間
- (4) 合格基準

出題数の8割以上とする。

- (5) 試験時間
 - 50分とする。

6. その他

- (1) 参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条 文集を配付する。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。)
- (2) 試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附則

この公示は、平成20年7月1日以降に受け付けた申請について適用する。

附則

本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。

附則

本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。

附則

本取扱いは、令和7年8月14日以降に受け付けた申請について実施する。

法令試験実施通知書

令和 年 月 日

殿

四国運輸局長

貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」(制定:平成15年2月28日四運自公第25号)の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1.日 時 令和 年 月 日(曜日)

受付時間: 13時20分~13時40分 試験時間: 14時00分~14時50分

- 2.場 所 住 所 会議室
- 3. 当日持参するもの
- ① 受験者本人であることを確認ができる書面(運転免許証、個人番号カード、パスポート等)
- ② 筆記用具
- ③ 本通知書
- 4. 注意事項
- ① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3号に規定する許可の基準に適合する かどうかを審査するために行われるものです。
- ② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員のうち1名です。
- ③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、 受験できないことがあります。
- ④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。 なお、自己都合の場合は不合格となります。
- ⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配付します。(当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。)
- 5. 問い合わせ先

四国運輸局自動車交通部貨物課

TEL: 087 - 802 - 6773